



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4561号 2018.8.23 発行

### 夏休み明け 増える子どもの自殺<上>死なない、死なせない

西日本新聞 2018年08月21日



自殺予防外来を担当する福岡大病院の衛藤暢明医師

夏休み

後半から休み明けは子どもの自殺が多発するという。厚生労働省の統計（2017年）では全体の自殺者数は減ったが、20代以下だけ微増している。9月は自殺予防週間（10～16日）もある。自殺予防について、2回にわたって考える。

#### ●未遂の「その後」を支え続ける 精神科医らが予防チーム 心と暮らしのケア 福岡大病院

福岡市の福岡大病院は、救命救急センターに搬送された自殺未遂者に、精神科医や救命救急医らが連携して積極的に関わることで自殺予防につなげている。再び自殺を図りやすいとされる未遂歴のある人を継続的に支援し、社会復帰を後押しするという全国的にも珍しい取り組みだ。

深夜の福大病院救命救急センター。マンション5階の自宅から飛び降りて搬送されてきた20代の女性は、複雑骨折した脚の出血が激しい。エックス線撮影し、すぐに手術へ。担当医は治療の傍ら、家族関係など救急隊からの情報をまとめて精神科に連絡。搬送から12時間以内に精神科医が病床に駆け付け、本人や家族と面会した。

福大病院では2006年、精神科医や救命救急医、看護師、精神保健福祉士などが「自殺予防チーム」を発足した。未遂者が搬送されると、入院中に精神科医が病床を訪れて1回20分ほどの面会を重ね、家族からも話を聞く。

「身の回りに相談相手がいるか」「健康や仕事の悩みはあるか」…。ストレスへの対処方法や服薬・飲酒状況なども丁寧に聞き取って記録する。チームの中心となる精神科の衛藤暢明（のぶあき）医師は「未遂者は精神的な疾患や問題を抱えていることが多く、精神科の受診は不可欠。体の治療だけでは根本的な解決にならない」と話す。

日本の自殺者は17年、10万人当たり16・8人と8年連続で減っている。ただ、一度自殺を図った人は再び自殺を図ってしまう傾向がある。英国での自殺未遂者の追跡調査では、1年以内に約3%、5年以内に約9%、5年以上では約13%が再び自殺を図って



いた。フィンランドでも自殺者の30～40%に自殺未遂歴があったという調査がある。

ところが、日本の多くの病院では未遂者へのケアは薄い。例えば、飛び降りて骨折すれば整形外科、睡眠薬などの過剰服薬は内科、手首に傷があれば外科などと症状によって振り分けられ、「自殺未遂者」という情報は抜け落ちてしまう。精神科が関わることなく退院し、再び自殺を図る悪循環から抜け出せないケースが多いという。

福大病院では、精神科医が面会を重ねる一方、精神保健福祉士が利用可能な福祉サービスなどを探し、退院後の生活に備える。借金に悩む人には弁護士や司法書士を紹介したり、「介護が必要なのに、頼れる家族がない」という高齢者には介護施設を紹介し、退院後に利用できるよう必要な手続きを手伝ったりする。

こうした取り組みの結果、12～16年に福大病院救命救急センターに搬送された自殺未遂者88人のうち、9割以上が精神科の受診につながった。退院後も精神科医の診察に加え、精神保健福祉士などが面会し、最長で10年以上も患者を見守り続けている。「長期の支援で自殺願望がなくなり、進学や就職などに成功したケースも多い」という。

16年度からは「救急患者精神科継続支援料」として、救急搬送された自殺未遂者を退院後の半年間、精神科で診察すると、診療報酬が認められるようになった。衛藤医師は「診療科を超えて患者の情報を共有し、協力し合うチーム医療が浸透すれば、より多くの自殺を防げる」と指摘している。

### ●学校を休んでいい そんな選択肢に気づいてほしい 福岡大病院の自殺予防外来 思春期を優先的に診療

福岡大病院では昨年4月、JR博多駅（福岡市博多区）に直結したKITTE博多内の福岡大博多駅クリニックに「自殺予防外来」を開設した。自殺願望のある思春期の患者を優先的に診療している。

10代の場合、保護者などの話を聞く必要もあり、成人の診療に比べて倍近い時間と時間がかかるため、治療が難しいという。同外来では学校の養護教諭やスクールカウンセラーからの紹介が多く、予約から1カ月ほどで診療を受けられる。開設から約1年で10～60代の約30人が受診し、20代以下の若い世代も目立つ。

衛藤医師によると、自殺を図るまで追い詰められる子どもの傾向として「学校を休んでほだめ」と保護者などがプレッシャーをかけてしまうケースが多いという。「大人の期待を背負って部活動などに熱心に取り組み、学校でも優秀と思われているが、困っていることを誰にも相談できずにため込んでしまっている」とみている。

新学期の始まりを前に、衛藤医師は「子どもや保護者が『学校に行かなくてもいい』という選択肢に気づければ。子どもには、大人の考える枠だけではない生き方がある。親や先生の言う通りにしなくてもいい」と呼び掛ける。

自殺予防外来は月曜午前10時～午後2時。福岡大博多駅クリニック＝092(435)1011。

### 夏休み明け 増える子どもの自殺<下>悩み相談ならSNSもあるよ 進む窓口開設 熊本や鹿児島など 西日本新聞 2018年08月21日

子どもの自殺を防ごうと、日頃から慣れ親しんだインターネットの会員制交流サイト（SNS）を使った悩み相談の窓口づくりが、公的機関でも民間でも進んでいる。文部科学省が3月に始めた補助事業を活用する自治体は30に上り、特に夏休み後半から休み明けに自殺が増えることから、この夏、窓口をスタートさせる自治体もある。担当職員は「夏

SNS相談を行う主な団体	
名称	実施時間
社会的包摂サポートセンターの「生きざらびっと」（よりそいチャット）	9月30日まで毎日午後5～11時（受付は10時半）
BONDプロジェクト（10代、20代女性向け）	月・水・木・金・土の午後6時半～10時半（受付は10時）
チャイルドライン支援センター（18歳までが対象）	サイト上のチャットで実施。毎週木曜・隔週金曜の午後4～9時。29日から9月4日は毎日実施

休み後半から休み明けは、悩んでいる人にとっては重い時期。子どもたちの『誰かに聞いてほしい』という気持ちを掘り起こしたい」としている。

30自治体のうち、九州は鹿児島県、熊本市、熊本県の3自治体が取り組む。

鹿児島県は7月18日～9月11日、県立高や公立中などのうち19校の生徒を対象に、SNSのLINE（ライン）による相談を受け付ける。熊本市は8月24日～9月6日、全ての市立中高などの生徒に向け、同様の事業を行う。いずれも委託先の民間業者が運営する。

### ゲートキーパーの心得

- 自ら相手と関わるための心の準備をする
- 温かみのある対応をする
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える
- 相手の話を否定せず、しっかりと聴く
- 相手のこれまでの苦労をねぎらう
- 心配していることを伝える
- わかりやすく、ゆっくりと話をする
- 一緒に考えることが支援
- 準備やスキルアップも大切
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先（相談窓口等）を知っておく
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切

※厚生労働省「誰でもゲートキーパー手帳」より  
分析。今年文科省事業を活用し、7月から9月までのうち60日間実施している。

◇ ◇

昨年10月、神奈川県座間市で9人の遺体が見つかった事件では、SNSで「死にたい」と発信した人が巻き込まれたとされ、若者が安心して相談できる体制の充実が叫ばれた。こうした状況を受け、厚生労働省は今年3月の1カ月間、13の民間団体とSNS相談事業を実施した。

その一つ、BONDプロジェクト（東京）はこれまで、街頭を中心に支援が必要と思われる10～20代の女性に声を掛け、自治体の生活保護担当課や弁護士など専門家につないできた。しかしこのSNS相談事業では、予想を上回る6千件を超えるアクセスがあり、うち約4千件に対応できたという。代表の橘ジュンさんは「SNSはあくまで相談の入り口。態勢を整えて何とか実際の支援につないでいきたい」と語る。

#### ●ゲートキーパー 身近な人の対応が大切 よく聴き共感する 安心感を与える

家族や友人など、身近な人が深刻な悩みを抱えていたり、自傷行為に及んでいたりしたら、どう接すればいいのだろうか。

「命の門番」を意味するゲートキーパー。悩んでいる人に気付いて自殺を防ぐよう働き掛ける人のことで、厚生労働省は具体的な対応例をまとめた「誰でもゲートキーパー手帳」＝イラスト＝を作成し、ホームページで公開している。

ゲートキーパーの養成講座を10年以上前から続ける、精神科医で福岡県立大の小嶋秀幹（ひでき）教授は「周囲が良かれと思ってしたことが逆に追い詰めてしまうこともある」と関わり方の難しさを指摘する。心理的危機状態に陥った人との対話では、（1）傾聴・共感（2）状態評価（3）専門家へのつなぎ行動—の三つのポイントがあるという。

（1）自分の経験や意見を一方的に話したり、叱咤（しった）激励したりしない。穏やかな表情や口調で話し、安心して対話できる雰囲気をつくる。質問は尋問調でなく、ありのまま理解しようと努める。

（2）身なりに構わない様子や、自暴自棄な発言、自殺願望、判断力の低下などが見られる場合、専門家につなぐ。

(3) 相手との信頼関係ができたタイミングで「あなたの考えと違っていたら申し訳ないんだけど」など、まず謝ってから、つなぎの提案を切り出す。

小嶋教授は9月6日午後1時半～3時半、福岡市中央区舞鶴のあいれふで行われる「自殺予防の基礎知識と関わり方」に登壇する。同大の大学院生による寸劇を交えた講演会。定員150人で要予約。市精神保健福祉センター＝092(737)8825。

### 三田おり監禁 市、25年前すでに「閉じ込め」と記録 神戸新聞 2018年8月21日

障害のある40代の長男を兵庫県三田市の自宅のおりに閉じ込めたとして、6月に父親が監禁罪で有罪判決（懲役1年6月、執行猶予3年）を受けた事件で、市の担当者が1991年と93年に計2回、長男や家族と面談し「(長男を)家に閉じ込めている」と記録していたことが、市が設置した第三者委員会の調査で分かった。

20日夜の第三者委会合後、谷口泰司委員長（関西福祉大教授）が明らかにした。第三者委は調査結果を踏まえ、市の対応が適切だったかどうか検証する。9月中旬をめどに報告書をまとめる。

谷口委員長によると、担当者は91年8月に市役所で長男や母親らと面談。93年11月には自宅を訪問し、長男の状況を記録に残していた。市はこれまで、長男や家族と複数回の接触があったことは認めていたが、「監禁や虐待の記述はなかった」などと記録の内容は明らかにしていなかった。

当時の記録から担当職員も判明し、第三者委が聞き取りをしたが、面談や自宅訪問について「記憶がない」と話したという。(高見雄樹)

### 認知症の人と心通わず、認知症の相談員 森本美紀

朝日新聞 2018年8月22日

オレンジカフェの利用者らと談笑する渡辺康平さん(右から3人目)。右端は職員。妻昌子さん(右から2人目)も輪に入る＝香川県三豊市、槌谷綾二撮影



渡辺康平さんは、通院する香川県三豊市立西香川病院の非常勤職員として働いて1年余りになります。仕事は「オレンジカフェ」の相談員。認知症とわかった時の「どん底」を乗り越え、今は認知症の人やその家族と心を通わせることに生きがいを感じるといいます。

《病院の敷地内にあるオレンジカフェは金曜午前10時～午後3時。渡辺さんは認知症の人や家族を笑顔で迎え、「まあ、1杯どうですか」とコーヒーを勧める。職員2人とボランティア2人のスタッフとともに、訪れた人の心を解きほぐしていく》

認知症の人の心はガラスのようにナイーブです。僕自身の体験、例えば72歳で認知症とわかった頃の不安や混乱、物忘れはしてもできることを楽しむこと、そんなことを話し、その人が心を開くまでじっくり待つような心がけています。初めはうつむいていた人が顔を上げ、笑顔になり、語り、行動範囲を広げていく。目の輝きが変わり、自分を取り戻したとじてもらえた時が最高の喜び。その達成感が生きがいです。

《西香川病院で認知症の人が職員になるのは初めて。病院での雇用は全国でも珍しいという。認知症の本人として発信する仙台市の会社員・丹野智文さん(44)が昨年5月、病院が開いた認知症の啓発行事を訪れた際、渡辺さんの雇用を大塚智丈院長(55)に提案。認知症の人による心理的な支援を考えていた院長の決断で翌月、渡辺さんは妻の昌子さん(75)が運転する車で勤め始めた》

エネルギーあふれる丹野さんの姿に、自分も何かできるのではと勇気づけられました。初めは手探り状態でしたが、以前の仕事や地域活動でいろいろな人の相談にのっていた経

験が生きていると感じます。

最初はボランティアでと思ったのですが、「後に続く人のために」という丹野さんや院長の考えを聞き、認知症でも働ける道を開く一歩になればと非常勤職員をお引き受けしました。確かに「仕事」となるとギアのかけ方が違いますね。待っている人のためにちょっと調子が悪くても行かんと、と思う。責任を伴うことがいい緊張感になっています。

#### 仕事付き高齢者向け住宅、カゴメもモデル事業参入 日経 xTECH 2018年8月20日

介護施設などで高齢者に仕事をしてもらい、社会参加を促す。そんなコンセプトで経済産業省が提唱している「仕事付き高齢者向け住宅」。そのモデル事業が拡大展開する運びとなった。



社会福祉法人伸こう福祉会と東レ建設、カゴメは、3社による「仕事でイキイキ高齢者健康寿命延伸事業」が経済産業省の2018年度健康寿命延伸産業創出推進事業に採択されたと18年8月17日に発表した。17年度に伸こう福祉会と東レ建設が行っていた仕事付き高齢者向け住宅のモデル事業を引き続き実施する格好だ。

畑仕事をしている様子（写真提供：伸こう福祉会）

17年度は、伸こう福祉会が神奈川県藤沢市で運営する介護付き有料老人ホーム「クロスハート湘南台二番館」に住んでいる要支援から要介護3までの高齢者を対象にモデル事業を行った。具体的には、東レ建設の「トレファーム」を用いた野菜の栽培や施設内軽作業を仕事として行ってもらう、仕事に応じて謝礼を支払った。

#### ■モデル事業を3施設で拡大展開へ

今回の事業では、クロスハート湘南台二番館に加えて、同じく伸こう福祉会が神奈川県藤沢市で運営する「クロスハート湘南台・藤沢」と「クロスハート石名坂・藤沢」に入居している高齢者も対象とする。

さらに、かねて野菜や健康に関するセミナーを開催してきたカゴメもモデル事業に参入し、同社の管理栄養士などが地域住民や地域企業社員を対象にセミナーを開催する。いずれは、介護施設に入居する高齢者がセミナーの講師として仕事ができるようにしたい考えだ。（日経デジタルヘルス 伊藤瑛恵）

#### 障害者雇用数水増し、数千人規模 共同通信 2018年8月21日

中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で、国のガイドライン（指針）に反して昨年の雇用者に算入していた人数が各行政機関合わせて数千人規模に上ることが分かった。水増し分を除いた実際の雇用率が0%台になる官庁が複数あることも判明。財務省が水増ししていたことも新たに分かり、疑いのある機関も含めると計6省庁に拡大した。

#### 障害者雇用数水増し、数千人規模

政府関係者が21日、明らかにした。厚生労働省は一部で法定雇用率達成のために意図的に不正が行われた疑いもあるとみて調べている。

厚労省は、国の33行政機関で計約6900人の障害者を昨年雇用と発表したが、数千人規模の雇用を事実上、偽っていた。

#### 障害者雇用水増し拡大 野党追及、13府省庁「精査中」 日本経済新聞 2018年8月21日

中央省庁の障害者雇用に水増しの疑いのある問題が拡大の様相を見せている。立憲民主党などの野党は21日、国会内で厚生労働省や財務省、内閣府など13府省庁からヒアリン

グし、徹底調査を要求した。同日、法務省で水増しの可能性が浮上したほか、静岡県など地方自治体でも新たに発覚。障害者雇用に関する国のガイドラインが順守されていない実態が浮き彫りになっており、広く行政機関で長年続いていた可能性がある。

中央省庁の障害者雇用数が水増しされていた問題を巡り、国会内で開かれた野党合同ヒアリング。手前は関係府省庁の担当者＝共同



野党はヒアリングで厚労省が水増しを認識した時期や調査の完了時期を問いただした。関係省庁はいずれも事実関係に関し「精査中」と答えた。他省の出席者は厚労省の調査について「6月20日に再点検の依頼があった」と説明した。

立憲民主党の福山哲郎幹事長は21日の記者会見で「組織的改ざんともいえる。各省庁で水増しの手法を共有していたのではないかと訴えた。同党の辻元清美国会対策委員長は国会内で自民党の森山裕国対委員長と会談し、衆院厚生労働委員会での閉会中審査を申し入れた。森山氏は「厚労省で調査を急いでもらい、委員会ができるかは真摯に検討したい」と語った。

与党からも苦言が相次いでいる。自民党の竹下亘総務会長は記者会見で「障害を持っている方々に対して思いやりが足りない」と批判した。吉田博美参院幹事長は記者会見で「遺憾を感じる」と話した。

障害者雇用の水増しを巡っては、国土交通省や農林水産省のほか、21日には法務省でも障害者手帳などを確認せずに、雇用率に算入していた可能性が新たに浮上した。すでに野田聖子総務相が総務省であったと認めている。総務省担当者が「ほぼ、どの省においても同じような実態だった」と説明したと、野田氏は指摘している。

障害者雇用促進法では企業や公的機関に一定割合の障害者を雇うよう義務付けている。国や自治体の法定雇用率は現在、2.5%と、民間企業の2.2%より高い水準にある。厚労省のガイドラインでは障害者雇用率に算入する対象者は、身体障害者手帳などを持つ人が原則となる。水増し問題に共通するのは、担当者が障害者手帳や診断書などを確認せずに雇用数に含めていたことにある。いずれも不正な水増しはないとしている。

厚労省によると、国の行政機関全体で障害者雇用数は約6800人で、うち厚労省は1442人、国交省は890人、法務省は802人。国全体では法定雇用率と同じ2.5%となっている。

雇用率の達成を義務付けた1976年の法改正時から水増しが続いていた疑いがある。野党ヒアリングに出席した日本障害者協議会の藤井克徳代表は「お手盛りの検証ではなく、当事者を含めた検証が必要だ」と語った。

水増しは中央省庁から地方自治体にも波及。愛媛や山形県がすでに公表したほか、埼玉、静岡、長崎、佐賀県でも水増しの疑いを公表した。全都道府県が17年6月時点で法定雇用率を達成しているとしていた。しかし、実際には法定雇用率を下回ることが予想される。民間企業は法定雇用率を下回ると、1人当たり5万円の納付金を求められる一方で、行政機関にはこうしたペナルティーはない。野党からは「民間と比べて官庁は甘すぎる」との批判が出ており、第三者を交えた徹底した究明や検証が求められそうだ。

14年には厚労省が所管する独立行政法人、労働者健康福祉機構で障害者雇用率の水増しが発覚。機構を調査した第三者委員会は組織的な関与を指摘していた。無所属の会の黒岩宇洋衆院議員は野党ヒアリングで「第三者委員会で調べるしかない」と述べた。

## 「障害者働く場 奪われた」 水増し 数千人規模

東京新聞 2018年8月22日

中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で、国のガイドライン（指針）に反して昨年の雇用者に算入していた人数が各行政機関合わせて数千人規模に上ることが分かった。水増し分を除いた実際の雇用率が0%台になる省庁が複数あることも判明。財務省

や経済産業省が水増ししていたことや、法務省と気象庁でも障害者手帳などを確認せずに雇用率に算入していた疑いが判明し、計七省庁に拡大した。

複数の政府関係者が二十一日、明らかにした。厚生労働省は一部で法定雇用率達成のために意図的に不正が行われた疑いもあるとみて調べている。



野党合同ヒアリングで意見を述べる藤井克徳さん。  
左は佐藤聡さん=21日午後、国会で

静岡県なども二十一日、指針違反を発表し、都道府県では計十県となった。

厚労省は、各省庁など国の三十三行政機関で計約六千九百人の障害者を昨年雇用していたと発表した。数千規模の雇用を事実上、偽っていたことになる。障害者団体が「障害者の雇用の機会が奪われた」と反発するなど、制度に対する信頼が揺らいでいる。

複数の関係者によると、指針の理解不足によるミスとみられるケースもあるが、一つの省庁だけで数百人を算入していた例も複数あった。0%台の省庁も少なくなく、各省庁の人数を積み上げると「影響人員は数千人規模になる」（政府関係者）という。

障害者雇用促進法は一定割合の障害者雇用を義務付けている。厚労省が毎年六月の雇用状況の報告を求めている。

<障害者雇用ガイドライン> 障害者雇用促進法は一定割合以上の雇用を義務付けており、その実現に向け、厚生労働省がガイドラインを作成している。原則として身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ人が対象。知的障害者は療育手帳か精神保健指定医などの判定書が要る。身体障害者は都道府県知事が定める医師や産業医の診断書や意見書でもよい。国や自治体の法定雇用率は2.5%、民間企業は2.2%。ともに4月に0.2ポイント引き上げられた。さらに2020年度末までに0.1ポイント上がる。達成できない従業員100人超の企業は納付金を徴収されるが、国や自治体は徴収されない。（東京新聞）

## 障害者水増し、長崎県20年前から 佐賀県でも本年度4人

西日本新聞朝 2018年08月22日

長崎、佐賀両県は21日、障害者手帳を確認できていない職員も雇用数に計上していたと発表した。長崎県によると、少なくとも約20年前から障害者手帳を持たず、医師の診断書や意見書も確認できない職員を、知事部局の障害者雇用率に算入していた。書類が確認できた2010年度以降、これまでに毎年20人程度が算入されており、除外した場合はいずれの年も法定雇用率を下回った。

職員からの自己申告を受け、障害者雇用促進法の別表に記載された身体障害に該当すると担当者が判断すれば「障害者」として雇用率に算入していたという。厚生労働省は05年に手帳所持者以外は「指定医・産業医の診断書、意見書による確認が必要」とのガイドラインを示したが、県は「慣例に従って漫然と判断していた」と謝罪。17年度の障害者雇用率に算入した職員79人のうち16人、18年度では79人のうち18人について、手帳や診断書が確認できなかったという。

佐賀県では、18年度に知事部局の障害者雇用率に算入していた61人のうち、症状が改善するなどして手帳を不所持になった4人を算入していた。県は毎年の手帳の確認をしていなかった。県は4人を除く57人に修正して労働局に報告した。

## 122人の障害者手帳確認せず 島根県、雇用0%の局も 中国新聞 2018年8月22日

島根県は21日、6月1日時点の障害者雇用率を計算した際、障害者手帳の所持を確認

せず障害者を含めていた職員が122人いたと発表した。国のガイドラインでは、障害者と判断するには手帳や医師の診断書の確認が必要とされており、手帳未確認の職員を除いた雇用率は知事部局の2・52%が1・11%、病院局の1・74%が0%、県教委の2・53%が0・93%にそれぞれ下がる。

県によると、計算時の障害者数の実数は知事部局85人、病院局7人、県教委108人。このうち手帳所持を確認していなかったのは知事部局52人、病院局7人、県教委63人だった。いずれも手帳の所持や障害と判断できる状況を自己申告した職員という。

県は、身体障害者を対象とする採用試験の合格者などには手帳提示を義務付けているが、採用後に障害を負うなどした職員については、毎年11月に実施する全職員の人事に関する自己申告で把握している。

### 社説：強制手術資料／県は調査を徹底すべきだ

神戸新聞 2018年8月22日

旧優生保護法に基づく障害者への不妊手術が繰り返されていた問題で、兵庫県内で手術を受けた24人分の資料が存在することが確認された。

個人の特定につながる記録について、県はこれまで「探しても見つからない」としてきた。だが、資料は県公館内の県政資料館に残されていた。

井戸敏三知事は「十分な調査が行われていなかった」と陳謝し、プロジェクトチームで再調査する考えを明らかにした。

当然である。他にも見逃していた資料がないか、庁内を徹底して調べるべきだ。

これまでの県の調査はずさんというしかない。資料館に資料の有無を問い合わせ、「ない」という返事で済ませていた。

ところが「優生保護法被害兵庫弁護団」のメンバーが資料館を訪ねて「優生」のキーワードでデータベースを検索したところ、17件がヒットしたという。その中には個人名の入った記録も含まれていた。

手術を施された人は全国で約2万5千人に上り、本人同意のない強制は約1万6500人とされる。神戸新聞社が衛生統計年報などを照合したところ、県内では1949～78年の30年間に少なくとも300件ほどの強制手術が行われたとみられる。

当時は「手術が必要」と医師が判断し、都道府県の優生保護審査会が認めれば、強制手術が行われた。弁護団は「今回発見された資料も強制手術の記録である可能性が高い」とする。

地方自治体の関与も深く、特に兵庫県は「不幸な子どもの生まれない県民運動」を全国に先駆けて展開し、強制手術を促進した経緯がある。そうした事実も踏まえてこの問題と向き合うことが重要だ。

厚生労働省は、市町村や医療機関、障害者施設を含めた詳細な調査を求めている。県は市町などに資料発掘を促す責任があることを忘れてはならない。

国の誤った政策で50年近くも障害者の人権が侵害された事態は深刻だ。表面化したのは、被害者が実名で国に賠償を求める訴訟を起こしたからである。

国会では被害を救済する議員立法の検討が続く。過ちを繰り返さないためには、過去をしっかりと検証する必要がある。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

